

岩手県告示第 866 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 340 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 陸前高田市高田町字栃ヶ沢 42 番 1 地先から 47 番 7 地先まで
 - (2) 陸前高田市竹駒町字相川 32 番地先から 11 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 12 月 27 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 12 月 21 日から平成 20 年 1 月 21 日まで